

建築基準法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 第二十三条第一項の規定は、同項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、適用しないものとする事。

(第二十三条第四項関係)

第二 自動スプリンクラー設備等設置部分(床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号ロに規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備等で自動式のものや設けたものをいう。)その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造としなくてもよいものとする事。

(第百十二条第二項及び第百十四条第二項関係)

第三 第二種中高層住居専用地域から準工業地域までの用途地域内において、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備(安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。)により圧縮ガス及び液化ガスを貯蔵又は処理する建築物についても建築することができるものとする事。

(第三百三十条の九関係)

第四 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機としてエレベーターを定めるものとする事。

(第三百三十五条の十六関係)

第五 その他所要の改正を行うものとする事。

第六 附則

(附則関係)

一 この政令は、平成二十六年七月一日から施行するものとする事。

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする事。